

役員に関する規程改正

加筆 _____ 修正 ; _____ 削除 ; _____

現行	改正案	備考
<p>(準用範囲)</p> <p>第9条 本規程は、役員に加え以下の役職に従事する者にも準用される。</p> <p>(1) 名誉役員</p> <p>(2) 評議員</p> <p>(3) <u>特任理事</u></p> <p><u>(4) 専門</u>委員 (委員長、副委員長及び委員)</p> <p>(改正)</p> <p>第10条 本規程の改正は、理事会の決議を経て、これを行なう。</p> <p>(附則)</p> <p>第11条 本規程は、2012年4月1日から施行する。</p>	<p>(準用範囲)</p> <p>第9条 本規程は、役員に加え以下の役職に従事する者にも準用される。</p> <p>(1) 名誉役員</p> <p>(2) 評議員</p> <p><u>(3) 各種委員会</u>委員 (委員長、副委員長及び委員)</p> <p>(改正)</p> <p>第10条 本規程の改正は、理事会の決議を経て、これを行なう。</p> <p>(附則)</p> <p>第11条 本規程は、2012年4月1日から施行する。</p> <p><u>[改正]</u></p> <p><u>2016年4月14日</u></p>	<p>特任理事は廃止されたため。専門委員だけではなく、常設委員会委員・特別委員会委員・大会実施委員会委員も含まれる。</p>